

防整技第 2 7 3 1 号
令和 4 年 2 月 2 2 日

大 臣 官 房 長
地 方 協 力 局 長
施 設 等 機 関 の 長
各 幕 僚 長 殿
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

整備計画局長
(公印省略)

令和 4 年 3 月 から適用する公共工事設計労務単価について（通知）

国土交通省から農林水産省及び国土交通省において公共事業労務費調査（令和 3 年 1 0 月調査）に基づき令和 4 年 3 月 から適用する公共工事設計労務単価を別紙第 1 のとおり決定した旨の連絡があったので、当省においては、これを令和 4 年 3 月 1 日から適用することとし、適用に当たっての特例措置について別紙第 2 のとおり定めたので通知する。

なお、令和 3 年 3 月 から適用する公共工事設計労務単価について（防整技第 2 5 5 1 号。令和 3 年 2 月 2 4 日）は、令和 4 年 2 月 2 8 日限りで廃止する。

添付書類：別紙第 1 及び別紙第 2

配布区分：整備計画局施設計画課、施設整備官、提供施設計画官

令和 4 年 3 月から適用する
公共工事設計労務単価表

令和 4 年 2 月

農林水産省・国土交通省

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価

農林水産省・国土交通省

1. 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事等に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に決定したものである。

なお、労務単価の決定にあたり、引き続き、法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映するほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映している。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、前年度を下回った単価は、前年度単価に据え置く特別措置を実施している。

2. 労務単価は、以下のものにより構成されている。

- ① 所定労働時間内8時間当りの基本給相当額及び基準内手当（当該職種の通常の作業内容及び作業条件の労働に対する手当）
- ② 所定労働日数1日当りの臨時の給与及び実物給与

3. (1) 時間外、休日又は深夜の割増賃金を積算する場合は、一般に次式により算出するものとする。

$$\begin{aligned}\text{労務費(総額)} &= \text{所定内労働に対する賃金} + \text{割増賃金} \\ &= \text{労務単価(休日の場合は計上しない)} \\ &\quad + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}\end{aligned}$$

ただし、Kは次式により算出する1時間当たりの割増賃金係数である。

$$K = \text{割増対象賃金比} \times 1 / 8 \times \text{割増係数}$$

職種毎に算出した割増賃金係数Kを別表－1に示す。

注) I 割増対象賃金比は、労務単価に占める「基本給相当額＋割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

II 割増係数は、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。

- (2) 補助事業実施主体において、離島等に適用するため同一都道府県内を区分して本労務単価表の労務単価と別途の労務単価を設定する場合は、事前に地方連絡協議会と連絡調整を行うとともに、設定後はすみやかに単価算定資料を添えて公共事業労務費調査連絡協議会に報告するものとする。

- (3) 公共事業労務費調査連絡協議会が必要に応じ年度内の適当な時期に実施する調査結果に基づき、本労務単価表の労務単価を見直す場合がある。なお、特別な理由で補助事業実施主体が任意に行う調査によって本労務単価表の労務単価を見直ししようとする場合は、単価算定資料を添えて事前に公共事業労務費調査連絡協議会と連絡調整を行うものとする。

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	22,100	18,000	15,500	20,500	28,300	25,100			22,600	25,800
東 北	02 青森県	25,700	18,600	14,800	20,400	28,800	26,200		26,700	20,800	28,000
	03 岩手県	(24,800)	(20,100)	(15,400)	21,500	30,300	25,100		26,800	21,900	27,900
	04 宮城県	(26,200)	(20,000)	(16,500)	22,400	31,100	28,500		26,800	23,400	33,500
	05 秋田県	24,200	18,900	15,800	21,100	28,900	25,800		26,800	21,500	28,700
	06 山形県	24,300	18,900	16,600	21,600	27,500	25,900	26,300	26,600	22,400	29,100
	07 福島県	(26,200)	(19,800)	(17,900)	22,100	30,200	28,200	27,900	27,000	23,000	29,500
関 東	08 茨城県	22,800	21,100	<14,300>	21,400	25,100	<26,100>	<26,800>	<25,200>	22,800	25,700
	09 栃木県	22,600	19,800	<14,200>	21,100	26,700	<24,700>	<26,900>	<25,200>	22,500	25,700
	10 群馬県	22,600	20,900	<15,100>	21,300	27,900	<23,600>	<25,800>	<25,000>	22,100	25,000
	11 埼玉県	24,200	21,400	<15,000>	21,000	26,700	<27,300>	<26,900>	<25,300>	24,300	27,600
	12 千葉県	25,100	21,100	<14,900>	22,000	26,600	<28,200>	<27,500>	<25,300>	24,500	28,700
	13 東京都	25,700	22,300	<15,600>	22,000	28,100	<27,900>	<27,300>	<25,300>	26,700	28,100
	14 神奈川県	25,900	22,300	<15,200>	21,500	26,600	<28,000>	<27,300>	<25,100>	24,600	26,400
	19 山梨県	24,700	22,200	<14,900>	21,400	27,400	<24,900>	<27,100>	<24,900>	24,100	25,900
	20 長野県	23,800	20,400	<15,800>	21,300	26,500	<24,600>	<25,200>	<23,600>	22,600	24,300
北 陸	15 新潟県	23,300	19,900	17,100	21,300	28,300	<23,500>	23,500	24,700	22,500	25,800
	16 富山県	25,900	21,100	16,000	21,000	30,100	<26,300>			23,600	27,800
	17 石川県	25,100	21,800	15,900	20,800	30,200	26,400			23,700	27,300
中 部	21 岐阜県	23,200	20,600	15,400	22,700	28,100	26,600			22,100	26,000
	22 静岡県	23,000	21,700	14,000	21,900	27,700	25,700	<27,500>	<28,000>	23,400	26,600
	23 愛知県	24,200	20,600	15,800	22,000	29,100	27,300			22,200	26,000
	24 三重県	23,100	19,900	15,000	23,000	28,600	28,000			22,300	26,300
近 畿	18 福井県	21,400	18,000	<13,500>	<20,800>	24,200	22,400		25,700	20,400	23,600
	25 滋賀県	21,700	19,200	<14,100>	<21,500>	25,200	23,800		25,400	21,800	24,800
	26 京都府	21,100	20,100	<13,300>	<21,500>	24,500	23,500			21,200	23,900
	27 大阪府	22,500	19,600	<13,200>	<21,500>	25,300	24,900			22,100	24,400
	28 兵庫県	20,300	19,800	<13,200>	<20,600>	24,000	23,800		25,300	20,900	22,800
	29 奈良県	22,800	19,700	<14,000>	<22,500>	25,200	24,300			21,800	24,500
	30 和歌山県	22,000	19,900	<13,600>	<21,200>	24,400	24,100			21,900	23,500
中 国	31 鳥取県	19,600	15,500	<13,200>	20,200	22,700	22,900		21,100	19,400	<21,500>
	32 島根県	19,900	16,700	<13,300>	19,600	<21,800>	22,800			19,400	<20,800>
	33 岡山県	21,000	18,100	<13,500>	20,500	23,300	23,700		21,000	20,000	<22,000>
	34 広島県	21,400	18,900	<13,400>	19,600	23,500	23,400			20,600	<21,800>
	35 山口県	19,900	17,400	<13,300>	19,800	22,800	23,400			20,200	<21,300>
四 国	36 徳島県	21,800	19,300	14,000	19,400	<27,700>	23,200			20,600	23,100
	37 香川県	22,700	19,800	14,000	19,900	<25,900>	23,300			21,000	23,300
	38 愛媛県	21,400	17,300	13,500	19,700	<25,500>	23,100			20,000	22,000
	39 高知県	21,100	17,600	14,400	20,100	<26,500>	23,500			20,000	22,100
九 州	40 福岡県	23,100	20,000	<13,700>	19,700	25,900	23,800	25,800	24,800	21,900	<23,100>
	41 佐賀県	20,400	17,100	<13,300>	19,600	25,400	22,300	26,100	25,000	21,500	<22,700>
	42 長崎県	21,300	18,000	<14,000>	20,200	25,200	22,200	26,400	24,900	20,600	<22,500>
	43 熊本県	21,700	18,400	<14,800>	19,900	26,400	23,300	26,200	24,700	20,200	<23,300>
	44 大分県	20,700	17,200	<13,900>	19,600	24,400	22,900	25,800	24,300	20,400	<23,100>
	45 宮崎県	23,100	16,800	<14,000>	19,700	24,700	23,100	26,100	24,300	20,000	<21,800>
	46 鹿児島県	25,400	18,100	<15,100>	19,300	28,600	23,500	26,100	24,300	20,600	<23,000>
沖 縄	47 沖縄県	22,900	19,600	<14,900>	19,200	24,300	<28,500>			18,300	<26,100>

(注) 岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注) <山括弧書き>は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、特別措置を適用した単価を示している。

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
北海道	01 北海道	26,700	25,800	27,400	22,400	18,600	37,000	44,000		38,300	<27,900>
東 北	02 青森県	24,900	23,600	25,600	28,500	25,200	36,400	43,400	<32,000>	37,000	<26,900>
	03 岩手県	25,100	24,600	25,800	(28,200)	(23,200)	36,400	43,400	<32,000>	39,100	<27,100>
	04 宮城県	28,300	28,800	27,700	(29,700)	(25,900)	36,200	43,000	<31,600>	39,000	<26,900>
	05 秋田県	25,600	25,400	26,200	27,500	25,800	36,300	43,400	<32,000>	37,800	<27,300>
	06 山形県	26,600	28,300	27,500	26,000	22,900	36,400	43,300	<32,000>	37,800	<27,200>
	07 福島県	26,500	28,500	27,400	(25,100)	(22,100)	36,400	43,200	<31,800>	37,700	<26,700>
関 東	08 茨城県	<23,700>	26,800	<29,300>	24,800	20,500	31,000	36,800	31,300	32,100	25,200
	09 栃木県	<24,600>	28,200	<30,100>	22,300	21,400	31,100	36,900	31,300	32,600	25,600
	10 群馬県	<24,000>	24,600	<28,100>	22,700	19,200	31,100	36,900	31,300	35,000	25,400
	11 埼玉県	<25,100>	28,700	<29,300>	25,800	22,500	31,100	36,900	31,300	31,000	25,300
	12 千葉県	<25,000>	28,900	<29,400>	25,100	22,400	31,100	36,900	31,300	30,900	25,300
	13 東京都	<25,700>	30,300	<31,300>	25,300	21,100	31,100	36,900	31,300	30,000	25,300
	14 神奈川県	<25,700>	30,300	<32,000>	26,300	22,500	31,100	36,900	31,300	33,400	25,300
	19 山梨県	<26,000>	28,700	<30,800>	25,300	22,000	31,200	37,000	31,400	32,200	25,300
	20 長野県	<24,500>	25,800	<27,300>	22,700	19,800	31,300	37,300	31,500	34,000	25,700
北 陸	15 新潟県	25,000	26,000	25,500	23,000	20,800	35,300	41,900	<30,400>	37,900	26,500
	16 富山県	27,800	27,700	26,700	24,300	20,800	35,300	41,900	<30,300>	38,700	26,300
	17 石川県	27,200	27,300	26,200	23,700	21,700	35,300	41,800	<30,300>	38,500	26,700
中 部	21 岐阜県	25,900	26,800	27,500	24,600	21,500	33,800	40,000	30,200	37,400	27,000
	22 静岡県	28,300	28,600	29,700	24,100	21,800	33,800	40,100	30,300	37,200	26,900
	23 愛知県	26,400	28,100	29,000	24,300	22,200	33,800	40,000	30,200	36,500	26,700
	24 三重県	27,500	27,300	28,500	23,800	21,300	33,800	40,100	30,300	37,500	26,500
近 畿	18 福井県	23,100	24,600	25,600	21,100	20,400	31,300	37,200	25,000	36,200	26,400
	25 滋賀県	22,600	24,700	26,900	22,400	19,500	31,300	37,100	24,800	36,700	26,300
	26 京都府	22,800	25,500	26,600	21,200	18,700	31,300	37,100	24,800	36,000	<25,400>
	27 大阪府	23,300	26,200	26,300	22,800	18,900	31,300	37,100	24,800	35,700	25,200
	28 兵庫県	22,000	23,500	26,000	21,500	18,700	31,300	37,100	24,800	35,400	25,100
	29 奈良県	23,300	26,100	27,700	22,100	19,200	31,300	37,100	24,800	36,400	<25,400>
	30 和歌山県	22,700	25,500	26,300	20,800	18,600	31,300	37,100	24,800	34,700	25,100
中 国	31 鳥取県	21,200	22,700	24,100	18,000	16,300	31,800	37,700	26,700	35,500	25,700
	32 島根県	20,600	21,100	22,200	19,700	16,600	31,800	37,700	26,700	36,300	26,500
	33 岡山県	21,500	22,600	24,200	21,100	18,700	31,800	37,700	26,700	34,600	26,200
	34 広島県	21,400	21,500	22,300	21,600	18,700	31,800	37,600	26,600	36,400	26,300
	35 山口県	20,900	20,800	22,600	19,900	18,000	31,800	37,700	26,700	36,800	26,500
四 国	36 徳島県	22,400	23,000	25,300	19,500	18,500	33,400	39,700	24,900	<33,900>	<24,700>
	37 香川県	22,500	23,000	25,400	20,900	19,400	33,300	39,600	24,900	<34,200>	<24,600>
	38 愛媛県	22,400	22,900	25,400	21,300	19,100	33,400	39,700	24,900	<34,000>	<24,500>
	39 高知県	22,500	23,200	25,500	21,700	19,500	33,400	39,700	24,900	<34,200>	<24,600>
九 州	40 福岡県	21,800	24,000	25,300	22,000	19,300	35,200	41,800	31,200	<38,000>	<26,600>
	41 佐賀県	22,000	24,600	24,900	24,300	19,900	35,200	41,800	31,200	<36,700>	<26,900>
	42 長崎県	21,700	24,300	24,500	20,700	18,400	35,300	41,900	31,300	<37,600>	<27,100>
	43 熊本県	22,000	24,200	24,900	21,600	19,000	35,400	42,000	31,300	<38,000>	<26,100>
	44 大分県	22,000	23,100	24,600	23,000	21,300	35,300	41,900	31,300	<36,900>	<26,000>
	45 宮崎県	21,900	23,600	23,800	23,000	19,800	35,200	41,800	31,200	<38,400>	<26,000>
	46 鹿児島県	21,900	24,100	24,800	25,500	22,600	35,300	41,900	31,300	<38,400>	<26,400>
沖 縄	47 沖縄県	20,800	<24,800>	24,800	25,500	22,900	35,700	42,400		<29,700>	<24,000>

(注) 岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注) <山括弧書き>は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、特別措置を適用した単価を示している。

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水土士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	37,800	31,700	33,200	39,800	24,200	28,600	22,600	42,300	28,800	26,800
東 北	02 青森県	38,100	31,100	34,800	38,500	28,700	29,500	23,200	48,500	31,200	30,600
	03 岩手県	38,200	31,200	34,900	40,000	28,700	29,600	23,200	50,500	32,500	32,300
	04 宮城県	37,900	31,000	34,600	43,600	28,800	29,400	23,000	55,200	35,500	34,800
	05 秋田県	38,100	31,600	34,800	39,800	29,800	29,500	23,200	50,100	32,000	31,600
	06 山形県	38,100	31,500	34,800	38,900	27,800	29,500	24,300	50,400	32,400	31,800
	07 福島県	38,000	31,100	34,800	38,900	26,200	29,500	24,300	50,400	32,400	32,100
関 東	08 茨城県	34,000	<30,100>	<31,100>	34,700	24,900	32,100	24,200	39,400	26,100	28,100
	09 栃木県	34,100	<30,600>	<31,100>	35,000	24,800	32,100	24,200	39,700	26,900	28,400
	10 群馬県	33,900	<30,400>	<31,100>	35,000	24,900	32,200	24,200	41,200	26,200	27,600
	11 埼玉県	34,100	<31,200>	<31,200>	35,300	25,200	30,500	24,200	41,100	30,300	29,700
	12 千葉県	34,000	<30,600>	<31,200>	35,300	25,800	30,500	24,200	41,100	30,300	29,700
	13 東京都	33,800	<30,400>	<31,200>	35,700	26,500	30,500	24,200	42,400	30,300	29,500
	14 神奈川県	33,900	<30,100>	<31,200>	34,900	27,000	30,500	24,200	41,700	29,400	28,400
	19 山梨県	34,100	<30,400>	<31,200>	34,300	25,500	30,400	24,100	42,100	28,900	28,400
	20 長野県	33,900	<30,600>	<31,400>	34,000	24,900	30,700	24,200	40,400	27,400	28,500
北 陸	15 新潟県	41,300	30,400	38,000	36,100	23,400	29,500	23,800	43,800	26,500	28,800
	16 富山県	41,000	30,300	38,000	37,100	24,800	28,300	23,800	44,600	26,600	29,600
	17 石川県	41,000	30,500	38,000	37,800	26,600	28,300	23,900	43,100	27,500	27,800
中 部	21 岐阜県	39,600	29,800	34,000	36,400	25,900	29,600	23,300	41,100	26,500	24,800
	22 静岡県	39,600	30,600	34,100	36,700	26,100	29,400	23,300	47,000	28,900	28,100
	23 愛知県	39,600	29,700	34,000	35,900	25,900	29,400	23,300	44,100	28,200	25,100
	24 三重県	39,600	29,800	34,100	37,400	25,000	29,200	23,100	44,200	27,600	25,000
近 畿	18 福井県	<37,800>	28,600	29,300	36,000	23,700	27,800	21,400	34,400	25,000	24,800
	25 滋賀県	<38,500>	28,300	<29,300>	35,500	23,900	26,100	21,600	34,600	26,000	24,600
	26 京都府	<37,900>	28,300	<29,300>	35,500	23,600	26,100	21,600	34,100	26,000	24,300
	27 大阪府	<37,600>	28,600	<29,300>	36,200	24,400	27,900	21,700	35,000	26,000	24,800
	28 兵庫県	<37,800>	28,600	<29,400>	35,900	23,200	26,700	21,400	35,900	26,000	25,200
	29 奈良県	<38,500>	28,300	<29,300>	35,400	24,700	27,300	21,700	34,200	26,000	24,700
	30 和歌山県	<37,900>	28,300	<29,300>	35,400	24,700	26,100	21,700	34,200	26,000	24,200
中 国	31 鳥取県	39,700	26,900	27,500	31,300	22,500	26,800	21,600	38,000	<27,900>	28,400
	32 島根県	39,700	26,900	27,500	31,000	21,700	26,800	21,600	38,200	<29,600>	28,700
	33 岡山県	40,000	27,100	27,500	31,200	23,100	27,300	21,600	38,000	<28,000>	28,500
	34 広島県	39,600	27,100	27,500	31,300	22,400	26,900	22,100	38,700	<29,800>	28,900
	35 山口県	39,800	27,100	27,500	31,200	23,000	26,800	21,400	38,700	<29,900>	29,000
四 国	36 徳島県	35,900	28,000	28,800	32,100	23,500	<34,600>	25,000	43,600		22,300
	37 香川県	36,100	27,900	28,800	32,400	23,500	<34,700>	26,200	44,200		22,700
	38 愛媛県	36,000	27,700	28,800	31,300	24,600	<34,400>	25,000	44,000		22,400
	39 高知県	35,800	28,000	28,800	32,100	23,200	<34,400>	24,600	43,900		22,500
九 州	40 福岡県	39,500	28,800	30,700	34,500	25,200	30,300	23,000	<39,300>	<24,900>	25,300
	41 佐賀県	39,600	28,800	30,700	34,700	24,000	30,000	23,000	<39,400>	<24,900>	25,300
	42 長崎県	39,600	28,800	30,800	34,700	23,600	28,800	22,100	<39,200>	<24,700>	25,100
	43 熊本県	39,600	28,800	30,800	33,500	24,600	30,300	22,400	<39,400>	<24,900>	25,300
	44 大分県	39,600	28,800	30,800	34,000	24,800	30,200	22,600	<39,400>	<24,800>	25,200
	45 宮崎県	39,600	28,800	30,700	34,500	25,200	28,800	22,100	<39,300>	<24,700>	25,100
	46 鹿児島県	39,600	28,800	30,800	34,800	27,300	28,700	22,100	<39,500>	<24,800>	25,300
沖 縄	47 沖縄県	37,400	34,400	27,200	40,100	26,700	25,300	22,500	<47,700>	<29,400>	<31,800>

(注) 岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注) <山括弧書き>は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、特別措置を適用した単価を示している。

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道			24,700	25,700	25,100	22,000	<25,300>	27,200	25,400	
東 北	02 青森県			31,500	27,100	26,700	21,600	<24,500>	24,100	24,800	21,200
	03 岩手県			31,900	27,900	28,300	23,000	<24,500>	24,300	25,000	21,200
	04 宮城県			35,900	30,200	30,700	24,200	<24,300>	26,500	27,100	21,200
	05 秋田県			28,400	29,900	27,000	20,900	<24,500>	24,700	24,700	21,200
	06 山形県		<31,300>	28,900	26,000	26,600	23,200	<24,500>	27,700	25,600	21,200
	07 福島県		<38,300>	26,800	28,900	26,700	23,600	<24,400>	27,300	26,000	21,200
関 東	08 茨城県	<26,900>	48,800	25,400	<25,900>	27,200	23,200	25,500	27,300	28,200	22,100
	09 栃木県	<26,900>	49,700	25,200	<26,300>	27,500	23,300	25,600	28,200	28,600	22,100
	10 群馬県	<27,100>	46,000	25,100	<25,400>	24,200	22,600	25,600	25,900	26,000	22,100
	11 埼玉県	<26,900>	49,800	26,500	<25,600>	27,300	23,100	25,600	29,300	29,000	
	12 千葉県	<26,900>	50,900	25,600	<25,600>	27,800	23,600	25,600	29,400	29,100	
	13 東京都	<26,900>	48,400	26,600	<25,600>	28,100	24,100	25,600	30,300	29,100	
	14 神奈川県	<26,900>	47,100	26,500	<25,600>	27,400	22,900	25,600	27,800	28,500	
	19 山梨県	<26,900>	46,600	26,600	<25,700>	27,000	22,900	25,600	27,400	28,200	
	20 長野県	<27,100>	41,300	23,400	<25,200>	23,400	22,300	25,800	25,600	26,400	22,600
北 陸	15 新潟県	26,300	<30,600>	24,300	24,900	24,900	22,200	25,000	<23,800>	25,200	21,600
	16 富山県	25,700	<35,400>	27,000	25,600	25,800	22,300	25,000	<23,800>	25,600	
	17 石川県	25,700	<36,100>	26,400	25,600	25,300	22,500	25,000	<24,700>	25,900	
中 部	21 岐阜県	29,500	40,700	27,500	28,200	25,300	22,100	25,900	25,100	26,200	
	22 静岡県	29,400	43,700	26,000	28,200	26,700	22,200	26,000	27,600	27,400	22,300
	23 愛知県	29,400	41,400	27,800	28,600	25,900	22,400	25,900	27,100	26,600	
	24 三重県	29,400	42,800	26,000	28,200	25,400	22,800	26,000	27,000	28,500	
近 畿	18 福井県	23,200	<35,500>	23,400	22,400	22,600	21,600	25,500	23,900	23,500	21,700
	25 滋賀県	23,100	<35,800>	23,700	23,400	23,300	22,200	25,400	24,600	23,500	21,500
	26 京都府	23,100	<36,300>	24,500	23,100	23,600	22,100	25,400	24,600		21,600
	27 大阪府	23,100	<37,800>	25,800		23,700	22,700	25,400	24,700		21,600
	28 兵庫県	23,100	<35,400>	24,300	23,000	22,600	20,400	25,400	23,800	21,900	21,600
	29 奈良県	23,100	<38,800>	25,500	23,400	24,300	22,700	25,400	24,600		21,600
	30 和歌山県	23,100	<36,700>	25,800	23,100	23,900	21,800	25,400	24,400		21,600
中 国	31 鳥取県		33,800	<21,800>	<21,500>	<20,600>	19,500	22,800	23,800	22,700	22,500
	32 島根県		28,300	21,000	<21,900>	<19,900>	19,200		22,700	22,200	
	33 岡山県		32,300	<22,600>	<21,400>	<20,900>	20,100	22,800	24,100	22,600	22,500
	34 広島県		28,400	<22,000>	<21,700>	<20,600>	19,300		23,300	21,900	
	35 山口県		28,500	21,000	<22,000>	<20,300>	19,600		23,000	22,200	
四 国	36 徳島県	22,200	31,000	23,500		24,000	<18,900>		22,800		
	37 香川県	22,200	31,000	23,400		24,000	<19,800>		22,900		
	38 愛媛県	22,200	31,000	23,200		23,700	<18,800>		22,600		
	39 高知県	22,200	31,000	22,900		23,600	<18,500>		22,600		
九 州	40 福岡県		29,900	24,100	<24,500>	24,800	20,500		23,500	22,400	
	41 佐賀県		31,200	26,000	<24,600>	24,900	20,100		23,600	22,500	
	42 長崎県		30,800	23,800	<24,500>	24,800	20,100		23,300	22,700	
	43 熊本県		30,700	24,000	<24,600>	24,500	19,700		23,500	22,400	
	44 大分県		30,500	23,200	<24,300>	24,600	20,400		23,500	22,500	
	45 宮崎県		30,100	24,300	<24,100>	24,500	19,500		23,200	22,400	
	46 鹿児島県		30,400	26,800	<24,700>	24,900	19,800		23,300	22,500	
沖 縄	47 沖縄県			27,800		27,300	18,500		31,100		

(注) 岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注) <山括弧書き>は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、特別措置を適用した単価を示している。

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	25,800		25,100	<22,100>		21,400	24,200	23,600	15,200	12,600
東 北	02 青森県	27,700		24,700	<23,300>	22,700	20,400	22,700	22,900	14,100	12,100
	03 岩手県	27,700		24,900	<23,400>	22,700	20,600	22,600	22,700	(15,000)	(12,800)
	04 宮城県	29,800		27,200	<23,000>	22,700	21,100	22,600	22,700	(16,400)	(13,700)
	05 秋田県	28,100		24,900	<23,300>	22,700	20,500	22,700	22,900	14,200	12,000
	06 山形県	27,500		26,300	<23,300>	22,100	21,900	22,700	22,900	16,100	13,500
	07 福島県	28,100		27,100	<23,300>	23,500	21,500	22,700	22,700	(16,400)	(13,700)
関 東	08 茨城県	26,800		<28,100>	26,300		23,400	23,100	23,300	15,500	14,100
	09 栃木県	26,900		<28,700>	26,300		23,200	23,100	23,300	15,100	13,100
	10 群馬県	26,000		<27,800>	26,300	<24,400>	22,400	23,100	23,300	14,400	12,700
	11 埼玉県	26,500		<28,300>	26,400		23,800	23,100	23,300	15,400	13,700
	12 千葉県	26,600		<27,800>	26,400		23,400	23,100	23,300	15,800	13,800
	13 東京都	26,700		<28,000>	26,400		23,800	23,100	23,300	16,400	14,200
	14 神奈川県	26,300		<28,500>	26,400	<24,300>	23,000	23,100	23,300	16,300	14,200
	19 山梨県	26,500		<28,700>	26,400	<24,300>	22,900	23,100	23,300	14,900	13,100
	20 長野県	25,700		<27,500>	26,700	<24,500>	22,500	23,100	23,300	13,700	11,700
北 陸	15 新潟県	29,100		26,100	23,900	<20,500>	21,200	23,100	24,100	15,300	13,000
	16 富山県	28,200		26,000	23,900	<20,300>	21,700	23,100	24,100	15,200	13,500
	17 石川県	27,700		25,200	23,900	<19,900>	21,800	23,100	24,100	15,700	13,300
中 部	21 岐阜県	28,000		26,300	26,900	23,900	21,700	25,800	25,400	15,200	13,600
	22 静岡県	27,700		32,900	26,900	23,900	23,200	25,700	25,400	15,800	13,500
	23 愛知県	27,600		29,600	26,900	23,900	21,900	25,700	25,400	16,300	13,800
	24 三重県	28,300		29,700	26,900		22,800	25,800	25,400	15,500	13,200
近 畿	18 福井県	23,500		24,900	23,400	22,300	20,700	23,900	23,100	14,400	12,800
	25 滋賀県	25,500		25,300	23,300		21,600	24,400	24,100	13,800	11,900
	26 京都府	25,500		25,500	23,300		21,900	24,100	23,900	14,000	11,500
	27 大阪府	25,000		25,500	23,300		21,200	23,900	23,600	13,700	12,100
	28 兵庫県	25,000	24,000	25,500	23,300		21,000	24,000	23,600	14,100	11,900
	29 奈良県	25,500		25,600	23,300		22,200	24,400	23,500	14,200	12,000
	30 和歌山県	25,200		25,500	23,300		21,900	24,100	23,300	13,700	11,900
中 国	31 鳥取県	20,600		<22,300>	21,400	18,300	20,300	<20,600>	21,300	14,700	11,300
	32 島根県	20,500		<21,800>	21,400	18,300	20,400	<20,600>	21,300	14,700	12,100
	33 岡山県	20,500		<22,700>	21,400	18,300	20,500	<20,600>	21,300	15,100	12,700
	34 広島県	20,500		<21,700>	21,400	18,300	20,200	<20,600>	21,300	15,100	12,500
	35 山口県	20,500		<22,000>	21,400	18,300	20,200	<20,600>	21,300	14,900	12,000
四 国	36 徳島県				21,600		<19,600>		<22,000>	13,900	12,600
	37 香川県				21,600		<19,600>		<22,000>	14,000	12,700
	38 愛媛県				21,600		<19,600>		<22,000>	13,400	11,500
	39 高知県				21,600		<19,600>		<22,000>	12,700	10,900
九 州	40 福岡県			24,700	23,500		20,600	22,400	24,200	14,600	12,800
	41 佐賀県			24,700	23,500		20,300	22,400	24,500	14,500	12,600
	42 長崎県			25,700	23,600		20,600	22,400	24,600	14,700	13,400
	43 熊本県			24,800	23,700		20,300	22,400	24,200	14,200	12,200
	44 大分県			24,700	23,500		20,700	22,400	24,200	14,500	11,600
	45 宮崎県			24,600	23,500		20,600	22,400	24,100	14,500	11,300
	46 鹿児島県			24,300	23,600		20,400	22,400	24,100	15,500	13,100
沖 縄	47 沖縄県			21,200	22,900		18,000		21,500	13,600	11,300

(注) 岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注) <山括弧書き>は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、特別措置を適用した単価を示している。

(別表－１) 割増対象賃金比及び１時間当り割増賃金係数 <令和４年３月から適用>

職 種	割増対象賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数			K 割増係数 0.25 (A)×1/8×0.25
		割増係数 1.25 (A)×1/8×1.25	割増係数 1.35 (A)×1/8×1.35		
特殊作業員	0.786	0.123	0.133		0.025
普通作業員	0.856	0.134	0.144		0.027
軽作業員	0.903	0.141	0.152		0.028
造園工	0.777	0.121	0.131		0.024
法面工	0.827	0.129	0.140		0.026
とび工	0.870	0.136	0.147		0.027
石工	0.943	0.147	0.159		0.029
ブロック工	0.855	0.134	0.144		0.027
電工	0.709	0.111	0.120		0.022
鉄筋工	0.886	0.138	0.150		0.028
鉄骨工	0.787	0.123	0.133		0.025
塗装工	0.814	0.127	0.137		0.025
溶接工	0.840	0.131	0.142		0.026
運転手(特殊)	0.805	0.126	0.136		0.025
運転手(一般)	0.828	0.129	0.140		0.026
潜かん工	0.884	0.138	0.149		0.028
潜かん世話役	0.652	0.102	0.110		0.020
さく岩工	0.783	0.122	0.132		0.024
トンネル特殊工	0.958	0.150	0.162		0.030
トンネル作業員	0.948	0.148	0.160		0.030
トンネル世話役	0.959	0.150	0.162		0.030
橋りょう特殊工	0.885	0.138	0.149		0.028
橋りょう塗装工	0.895	0.140	0.151		0.028
橋りょう世話役	0.790	0.123	0.133		0.025
土木一般世話役	0.777	0.121	0.131		0.024
高級船員	0.713	0.111	0.120		0.022
普通船員	0.733	0.115	0.124		0.023
潜水士	0.826	0.129	0.139		0.026
潜水連絡員	0.904	0.141	0.153		0.028
潜水送気員	0.878	0.137	0.148		0.027
山林砂防工	0.809	0.126	0.137		0.025
軌道工	0.783	0.122	0.132		0.024
型わく工	0.911	0.142	0.154		0.028
大工	0.911	0.142	0.154		0.028
左官	0.847	0.132	0.143		0.026
配管工	0.760	0.119	0.128		0.024
はつり工	0.868	0.136	0.146		0.027
防水工	0.796	0.124	0.134		0.025
板金工	0.809	0.126	0.137		0.025
タイル工	0.892	0.139	0.151		0.028
サッシ工	0.773	0.121	0.130		0.024
屋根ふき工	0.658	0.103	0.111		0.021
内装工	0.823	0.129	0.139		0.026
ガラス工	0.747	0.117	0.126		0.023
建具工	0.787	0.123	0.133		0.025
ダクト工	0.749	0.117	0.126		0.023
保温工	0.768	0.120	0.130		0.024
設備機械工	0.745	0.116	0.126		0.023
交通誘導警備員A	0.861	0.135	0.145		0.027
交通誘導警備員B	0.903	0.141	0.152		0.028

<参 考>

一割増賃金の計上が必要な場合の労務費（割増賃金を含む総額）の計算例一

(1)時間外

- ① 所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数1.25の場合の値）×2時間

- ② 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数1.25の場合の値）×4時間＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×2時間

(2)休 日

- ① 休日に8時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×8時間

- ② 休日に9時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×9時間

- ③ 休日に10時間の労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×10時間＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×2時間

(3)深 夜

- ① 所定労働時間8時間の労働を行い、うち3時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×3時間

※割増係数は、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。

(1) 参考

今回の調査（令和3年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
建築ブロック工

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普通作業員	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽作業員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 エ	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク エ	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電 エ	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運 転 手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運 転 手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜 か ん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜 かん 世 話 役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインパートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋 り ょ う 特 殊 工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋 り ょ う 塗 装 工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋 り ょ う 世 話 役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土 木 一 般 世 話 役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 〔 以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水土士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的の水面 〕
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう
29 潜 水 連 絡 員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山 林 砂 防 工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌 道 工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型 わ く 工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 は つ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建 築 ブ ロ ッ ク 工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置

1 措置の概要

令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の適用に伴い、2 に定める工事の受注者は、建設工事請負契約書第 6 7 条の規定に基づいて請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

2 具体的な取扱い

令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について（防整技第 2 5 5 1 号。令和 3 年 2 月 2 4 日）別紙第 1 を適用しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

3 その他

2 に定める工事の受注者に対しては、本特例措置について説明するものとする。